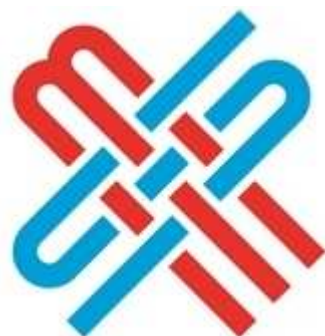


2025 年 3 月 11 日

文化芸術活動支援センター 利用の手引き



Ver 1.1

南信州広域連合

目 次

1 施設の設置目的	1
2 施設の住所及び連絡先	1
3 開館時間と休館日	1
4 使用時間	1
5 館内の案内	1
6 使用申込の受付期間等	1
7 使用申込の手順	2
(1) ネット申請の場合	2
(2) 書面申請の場合	2
(3) 陶芸別棟	3
(4) 木工別棟	3
8 使用等の手順	3
9 使用を許可しない場合	3
10 使用の変更及び取り止め	3
11 使用料、冷暖使用料及び備品使用料	4
12 使用料等の特例	4
13 使用料金の減免	4
14 ご使用にあたってのお願い	4
(1) 物品の管理	4
(2) 清掃	5
(3) その他	5
15 展示にあたってのお願い	5
16 駐車場のご利用について	5
 別紙1(館内案内図)	6
別紙2(使用料等一覧表)	8
別紙3(利用団体登録申請書様式)	10
別紙4(利用申請書様式)	11
別紙5(利用変更申請書様式)	12
別紙6(使用料等減免申請書様式)	13

1 施設の設置目的

文化芸術活動支援センターは、南信州地域の住民の皆さんの文化芸術活動の場及び、次世代の文化芸術活動の担い手を育成する場を確保し、これにより地域の活性化と住民福祉の向上に資することを目的として、南信州広域連合が設置する施設です。ルールに従って使用申請等を行うことで、どなたにも使用いただくことができます。

2 施設の住所及び連絡先

住所 長野県飯田市上郷別府 3338 番地 8 はにかむべーす内
電話 0265-48-6605
Fax 0265-53-7155
E-mail kouiki-bunka@minami.nagano.jp
Website <https://minami.nagano.jp/bunka/>

3 開館時間と休館日

- (1)開館時間 9時から22時まで
(2)休館日 毎週水曜日
年末年始(12月29日～1月3日)
上記の他、広域連合長が臨時に休館日を定めることがあります

4 使用時間

午前 9時～12時
午後 13時～17時
夜間 18時～22時

- (1) 使用時間は、準備、後片付け及び清掃の時間を含みます。使用時間内に退出してください。
(2) 午後から夜間等連続して予約した場合は、連続して使用することができます。

5 館内の案内

別紙1「館内案内図」をご覧ください。

6 使用申込の受付時間等

施設	申込可能期間	申込方法	備考
展示室、ロビー スタッフルーム 展示ギャラリー	使用を希望する日の12か月前 の月の1日から30日前まで 注1	ネット申請 書面申請	展示会パックの場合
展示室、ロビー スタッフルーム	使用を希望する日の29日前か ら前日まで	ネット申請 書面申請	施設を個別に使用する 場合
展示ギャラリー	使用を希望する日の5か月前の 月の1日から7日前まで	ネット申請 書面申請	展示室使用者の使用を 優先します
陶芸窯	4月～9月、10月から3月の使用を、調整会議※1を開催して決定		
上記以外	使用を希望する日の6か月前の 月の1日から前日まで 注2	ネット申請 書面申請	

- 注1 南信州圏域以外団体等については、使用を希望する日の6か月前の1日からとなります。
- 注2 南信州圏域以外団体等については、使用を希望する日の3か月前の1日からとなります。
- 注3 展示会パックで、展示ギャラリーを合わせて使用する場合は、使用する6か月前までに使用申請を行ってください。
- 注4 電話による仮受付(業務日の8:30～17:15に限る)は、1週間以内に申請手続きが無い場合は、解除となります。
- 注5 行政機関等が行う事業や、広域連合長が特に必要と認めた場合は、上記によらず優先的に使用を認めることがあります。

※1 調整会議の事務は、陶芸窯の利用団体が協力して行ってください。

7 使用申込の手順

(1) ネット申請の場合

ア 利用者登録

- ・文化芸術活動支援センターの予約管理システム()により利用者登録を行ってください。
- ・予約管理システムから ID と暫定パスワードが交付されますので、速やかにパスワードの変更を行い、適切な管理をお願いします。
- ・利用者登録時に必要な情報は以下のとおりですので、あらかじめ準備願います。
団体名又は氏名と読み仮名、代表者名と読み仮名(団体の場合)、代表者の他に担当がいる場合はその氏名連絡先、連絡先(郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)、市町村別の会員数
- ・前項の「連絡先」には、代表者や担当者等、広域連合から団体等への連絡をする場合の住所等を登録してください。
- ・前々項の「市町村別の会員数」は、会員の住所地の内訳を「飯田市:10 人、松川町:5 人、高森町 5 人」等と入力してください。個人の場合は住所地市町村を登録してください。

イ 使用予約

① 展示パックの場合

- ・使用したい日の12か月前の月の1日から予約ができます。ただし予約開始から3日間は仮予約で、その間に他の団体等から予約がされた場合は、抽選となります。
- ・抽選結果は、登録したメールアドレスに通知します。

② 展示パック以外の場合

- ・使用したい日の6か月前の月の1日から予約ができます。ただし予約開始から3日間は仮予約で、その間に他の団体等から予約がされた場合は、抽選となります。
- ・抽選結果は、登録したメールアドレスに通知します。

(2) 書面申請の場合

ア 利用者登録

- ・別紙3(利用団体登録申請書)を提出し、利用者登録を行ってください。
- ・ネット予約ができる利用者 ID と暫定パスワードが交付されますので、適切に管理をしてください。

イ 使用予約

① 展示パックの場合

- ・使用したい日の12か月前の月の1日から使用申請書の提出ができます。ただし予約開始から3日間は仮予約で、その間に他の団体等から予約があった場合は、ネット予約分を含め抽選となります。
- ・年末年始等、3日以上使用申請書の提出ができない場合は、その前日までに提出してください
- ・抽選結果は、登録した連絡先に通知します。

② 展示パック以外の場合

- ・使用したい日の6か月前の月の1日から使用申請書の提出ができます。ただし予約開始から3日間は仮予約で、その間に他の団体等から予約があった場合は、ネット予約分を含め抽選となります。
- ・抽選結果は、登録した連絡先に通知します。

(3) 展示用ガラス棚

- ・ロビーにある展示用ガラス棚を無料でお使いいただくことができます。「展示パック」での使用者に優先して使用いただきますが、空いている場合は、予約してご使用ください。

(4) 陶芸別棟

- ・半期ごと利用団体が調整会議を開催して使用計画を決定します。
- ・空いている場合には、陶芸の作業場として個別に予約して使用することが可能です。

(5) 木工別棟

- ・専用して使用したい場合は、予約をして使用してください。
- ・個別の機器を予約することは出来ませんので、譲り合って使用してください。
- ・共用した場合や一時的な使用であっても、「使用記録表」を個別に記入して提出してください。

8 使用等の手順

ア 使用

- ・施設の玄関付近に使用予約済みの団体等を掲示しますので、確認のうえ使用してください。
- ・使用後は、清掃を行い、原状復帰を確認して退室してください。
- ・「使用記録票」に必要事項を記入し、管理人室へ提出してください。

イ 使用料の納付

- ・使用料は事後の支払いとします。
- ・1 か月分の使用料をまとめて請求書及び納付書を送付しますので、指定金融機関(飯田信金)窓口で納付してください。納付書を使用しない場合の振り込み手数料等は、ご負担をお願い致します。
- ・広域連合事務局での窓口(広域連合の職員又は委託業者の職員)では現金の取り扱いを行いません。必ず納付書又は指定金融機関の窓口で納付をお願いします。

9 使用を許可しない場合

- (1) 公益を害すると認めたとき。
- (2) 建物又は附属物を毀損するおそれがあると認めたとき。
- (3) 使用料の未納がある場合。
- (4) 施設の維持管理上不適当と認めたとき。

10 使用の変更及び取り止め

(1) 使用の変更や取り止めをするときは、速やかに「予約管理システム」により処理を行うか、「使用変更申請書」(別紙5)を提出してください。

(2) 以下の場合、キャンセル料を負担いただきます(検討中)。

項 目	キャンセル料	備 考
処理又は申請書提出が使用日1か月前を過ぎ、5日前まで。	施設使用料の50%	施設内の他の活動室等に変更した場合等を除きます。
処理又は申請書提出が使用日の5日前を過ぎた場合。	施設使用料の100%	
処理又は申請書提出が使用時刻までに行われない場合	施設使用料及び備品使用料等の全額	

11 使用料、冷暖房使用料及び備品使用料

別紙2をご覧ください。

- (1) 冷暖房使用料は、使用の実績により負担をいただきます。使用の有無を「使用記録票」に記入し、お帰りの際、総務課又は管理室へ提出してください。
- (2) 備品を使用をする場合は、活動室等の予約に合わせて予約を行ってください。倉庫に保管されている備品等は、使用団体等で持ち出し、使用後は元の位置に返却してください。
- (3) 納期限までに使用料等の納入がされない場合は、新たな施設予約が行えなくなります。
- (4) 督促による納期限が経過しても使用料等の納入がされない場合は、既存の施設予約を全て削除します。

12 使用料等の特例

- (1) 展示室、ロビー、スタッフルームを木曜日から翌週火曜日まで連続して使用する場合は、「展示会パック」の使用料を適用します。ただし「展示会パック」適用は、1週間とします。
- (2) 団体等の構成員の過半数が南信州地域に居住する場合、当該団体が展示会又は発表会を行うために施設を使用する場合は、使用料、冷暖房使用料、及び備品等使用料を概ね60%の額とします。別紙2の下段の額を参照願います。
- (3) 使用団体の構成員の過半数が南信州圏域外に居住している場合は、使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。
- (4) 企業活動や営業活動として使用する場合は、使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算します。

13 使用料金の減免

- (1) 使用団体の構成員の過半数又は、使用団体が主催する講座等の参加者の過半数が25歳以下の場合は、使用料、冷暖房使用料、及び備品等使用料を30%の額とすることができます(減免)ので、適用を希望する場合は、別紙6の申請書を事前に提出してください。

14 ご使用にあたってのお願い

- (1) 物品の管理

- ア この施設は、どなたにもお使いいただける施設です。誰でも出入りができることから、個人や団体が所有する物品や道具等の取り扱いには十分配慮をお願いします。
- ア 文化芸術活動支援センターの備品や物品は、必要に応じて予約を行い、使用した後は元の保管場所に返却のこと。
- イ 机や椅子などは、使用后、部屋ごとに示された状態に戻すこと。
- ウ 許可なく他の部屋からの机、椅子、常設品等の移動を行わないこと。
- エ 施設、備品及び物品などが破損した場合又は、破損等を発見した場合は、事務室か管理人室へ連絡願います。
- オ 個人や団体が所有する物品や道具等を活動室等に置いたままにすることはできません。持ち帰るか有料ロッカー等に保管してください。特に刃物や薬品等は、定期的に数量を確認するなど厳格な管理を行ってください。
- カ 有料ロッカーの使用等については、個別にご相談願います。
- キ 用紙、筆記用具、セロハンテープ等、活動や展示等に必要な消耗品類は、使用者が用意してください。

(2) 清掃

- ア 施設使用後は、廊下等に設置した清掃用具を使って清掃を行い、発生したごみ等は全てお持ち帰りください。
- イ 陶芸室、陶芸別棟及び木工別棟は、管理者による清掃は行いません。使用する団体等で協議の上、週に1度程度の清掃と物品等の片付け等を行ってください。

(3) その他

- ア 給湯室にある湯沸し等は、自由にお使いいただけますが、飲食後のごみ(お茶葉を含む)はお持ち帰り願います。
- イ 飲酒はできません。
- ウ 敷地内での喫煙はできません。また、所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- エ 音の出る活動を行う場合は、隣接の部屋等に配慮を行ってください。
- オ ペット、動物類の持ち込みは、補助犬の帯同など特段の事情がある場合に限ります。
- カ AED(自動体外式除細動器)を管理人室に設定しています。緊急の場合に使用してください。
- キ A棟、B棟、C棟にそれぞれWi-Fi 接続環境を整備しています。
- ク 館内や駐車場における盗難などの事故に関して、施設管理者は責任を負いかねます。各自で貴重品の管理など防犯対策をお願いします。

15 展示にあたってのお願い

- ア 展示会場の準備、展示品の設置及び片付け(展示ボックス、展示パネル、机、ライト調整等)は、全て使用者が行ってください。
- イ 移動壁の移動は職員が行いますので、事務室にお声がけください。
- ウ 展示物等で、消火設備、電気設備、排煙設備、出入口等の機能を妨げないこと。
- エ 展示会は9時から17時までの間とし、常時使用者が常駐して展示品の監視等をおこなうこと。

16 駐車場のご利用について

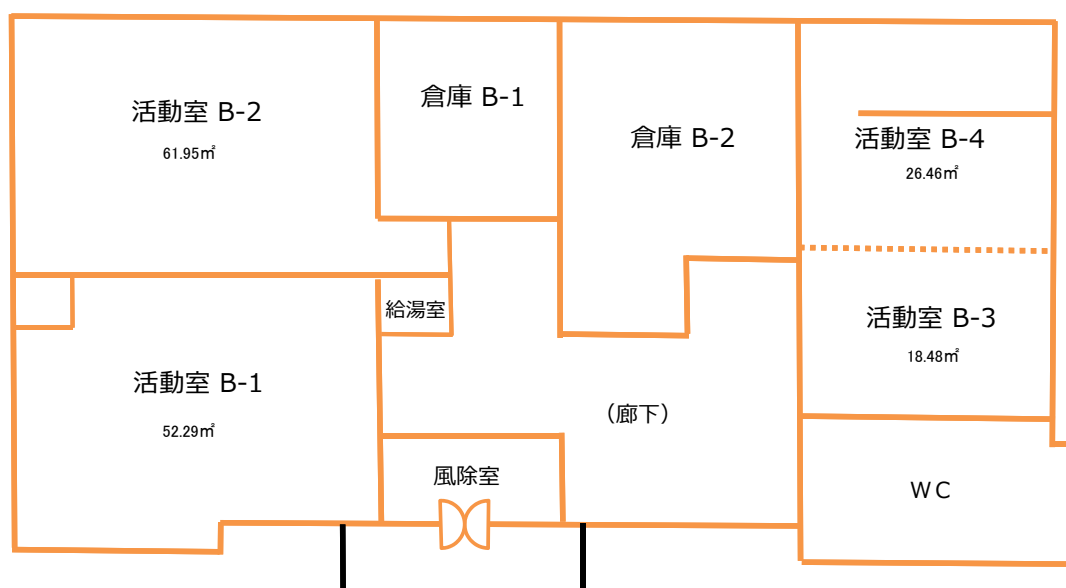
- ア 施設の駐車場は、朝8時30分に解錠し、夜10時に閉鎖します。
- イ 施設の駐車場は、城東2号公園と共用しています。桜の季節には多くの公園利用者が訪れますので、配慮をお願いします。

別紙1

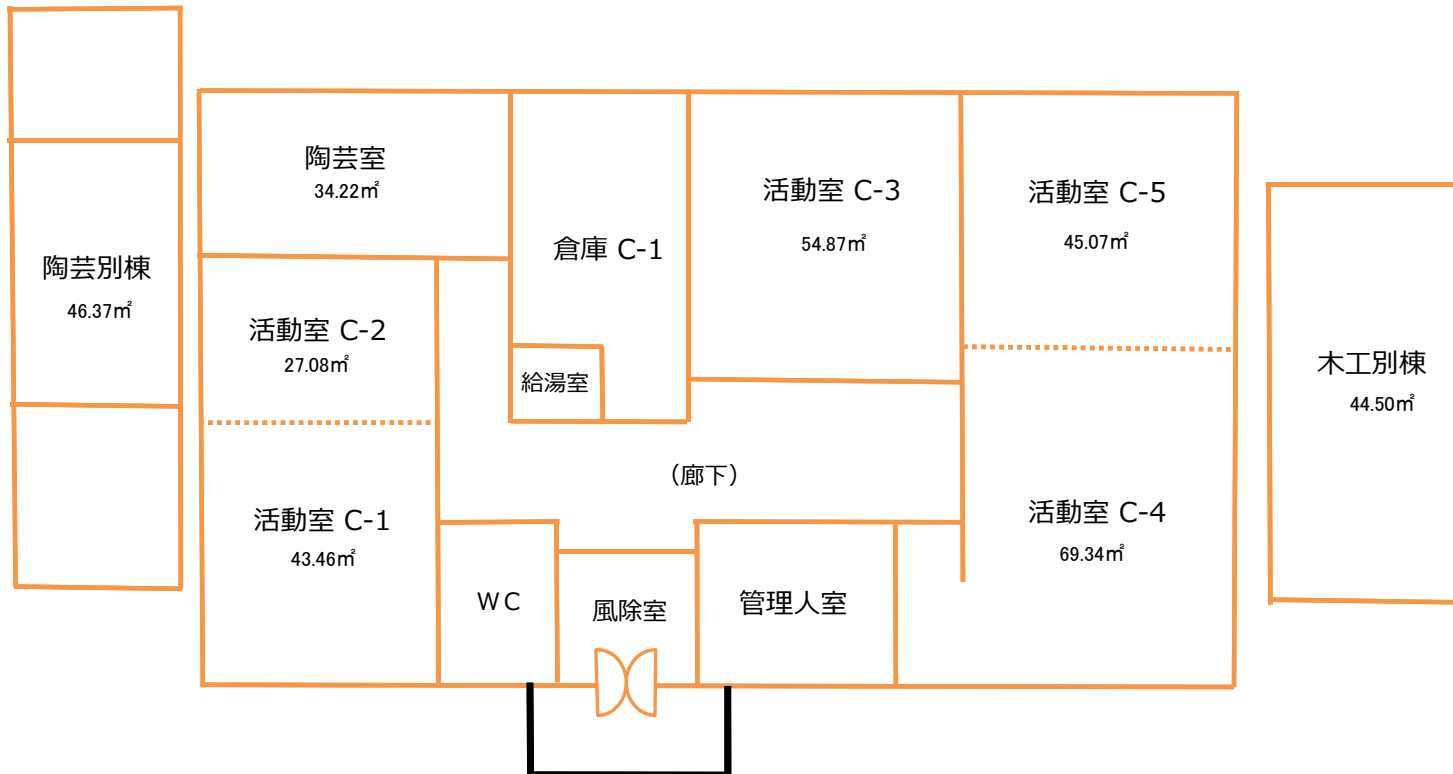
南信州広域連合 文化芸術活動支援センター
施設レイアウト図 A棟



南信州広域連合 文化芸術活動支援センター
施設レイアウト図 B棟



南信州広域連合 文化芸術活動支援センター
施設レイアウト図 C棟、陶芸別棟、木工別棟



別紙 2

部屋別使用料等一覧表

(単位：円)

区 分	午前		午後		夜間		備 考 (設置備品等)
	9時～12時		13時～17時		18時～22時		
	使用料	冷暖房料	使用料	冷暖房料	使用料	冷暖房料	
展示室	2,600	880	4,000	1,160	5,800	1,160	展示パネル、テーブル、椅子
	1,560	520	2,400	690	3,480	690	
展示室（1/2使用）	1,500	440	2,400	580	3,400	580	
	900	260	1,440	340	2,040	340	
ロビー	500	160	800	220	1,100	220	展示用棚
	300	90	480	130	660	130	
スタッフルーム	200	100	400	130	600	130	
	120	60	240	70	360	70	
展示会バック（展示室・ロビー・スタッフルーム）	木曜日から翌火曜日まで40,000円						冷暖房料は、各部屋の使用実績により負担いただきます
	木曜日から翌火曜日まで24,000円						
活動室B－1	600	250	1,000	340	1,500	340	
	360	150	600	200	900	200	
活動室B－2	700	290	1,100	390	1,700	390	アップライトピアノ
	420	170	660	230	1,020	230	
活動室B－3	200	80	400	110	500	110	B-4への出入はB-3側からしか行えません。
	120	40	240	60	300	60	
活動室B－4	300	110	500	150	600	150	アクアチントボックス、銅版画プレス
	180	60	300	90	360	90	
活動室B－3・4	400	190	800	260	1,000	260	B-4とB-3は、一体利用をお勧めします。
	240	110	480	150	600	150	
活動室C－1	500	190	800	260	1,100	260	沈殿槽付流台
	300	110	480	150	660	150	
活動室C－2	300	120	400	160	700	160	陶芸用電動ろくろ、沈殿槽付流台
	180	70	240	90	420	90	
活動室C－1・2	700	310	1,100	420	1,700	420	
	420	180	660	250	1,020	250	
活動室C－3	600	250	1,000	330	1,400	330	七宝焼電気炉
	360	150	600	190	840	190	
活動室C－4	900	300	1,300	410	1,800	410	C-5への出入はC-4側からしか行えません。
	540	180	780	240	1,080	240	
活動室C－5	600	200	900	260	1,200	260	大型スクリーン
	360	120	540	150	720	150	
活動室C－4・5	1,300	500	2,000	670	2,800	670	C-4とC-5は、一体利用をお勧めします。
	780	300	1,200	400	1,680	400	
陶芸室	400	150	600	200	800	200	陶芸作品棚
	活動室又は陶芸別棟と合わせて使用する場合は無料						
陶芸別棟	500	200	800	270	1,100	270	灯油窯、電気窯 冷暖房料は、窯利用の場合でも使用実績により負担頂きます
	陶芸用窯を使用する場合は無料						
木工別棟	500	200	800	260	1,100	260	木工用機械 冷暖房料は、使用実績により負担頂きます
	活動室と合わせて使用する場合は無料						

※1.構成員の過半数が南信州圏域に居住する文化芸術活動団体が入場料を徴収しない展示会又は発表会を開催する場合は、表の下段の額となります。

※2.構成員の過半数が南信州圏域外に居住している場合、使用料の額は、表の上段の1.5倍の額となります。

※3.企業活動や収益事業で使用する場合、使用料の額は、表の上段の2倍の額となります。

※4.使用団体の構成員の過半数又は使用団体が主催する講座の参加者の過半数が25歳以下である場合に申請により使用料等が70%減免される制度があります。

※5.上記以外の時間帯等に冷暖房設備の使用が適当と認める場合の使用料は、連合長が定めます。

備品等使用料一覧表

(単位：円)

（単位：円）

区 分	午前	午後	夜間	備 考 （設置箇所）
	9 時～12時	13時～17時	18時～22時	
ピアノ	300	400	400	活動室B-2
	180	240	240	
展示パネル （1枚1回）	200			展示室倉庫
	120			
プロジェクター	150	200	200	管理人室
	90	120	120	
スクリーン	100	100	100	管理人室、 活動室C-5
	60	60	60	
陶芸用電動ろくろ （1台あたり）	60	80	80	活動室C-2
七宝焼電気炉（大）	600			活動室C-3
七宝焼電気炉（小）	300			活動室C-3
陶芸用窯（電気）	素焼き（設定温度750度） 1 回 3,600			陶芸別棟
	本焼き（設定温度1,225度） 1 回 7,200			
陶芸用窯（灯油）	素焼き 1 回	1,800	使用後、利用者が灯油 を満タンにしておく	陶芸別棟
	本焼き 1 回	3,600		
有料ロッカー （1区画当たり年額）	500			倉庫
畳	無料			倉庫
スタンド鏡	無料			倉庫

※1.構成員の過半数が南信州圏域に居住する文化芸術活動団体が入場料を徴収しない展示会又は発表会を開催する場合は、表の下段の額となります。

※2.構成員の過半数が南信州圏域外に居住している場合、備品等使用料の額は、表の上段の1.5倍の額となります。

※3.企業活動や収益事業で使用する場合、備品等使用料の額は、表の上段の2倍の額となります。

※4.使用団体の構成員の過半数又は使用団体が主催する講座の参加者の過半数が25歳以下である場合に、申請により備品等使用料等が70%減免される制度があります。

※5.上記以外の備品等の使用が可能な場合の使用料は、連合長が別に定めます。

※6.個人や団体が管理する備品等を止むを得ず倉庫等に保管する場合は、「有料ロッカー」での保管を原則としますが、これによることができない場合は、個別にご相談願います。

別紙 3

南信州広域連合 文化芸術活動支援センター

利用者登録申請書

I D		I D発行処理年月日：	
ふりがな			
利用団体名 又は使用者名			
地域区分		☐ 南信州圏域内 ☐ 南信州圏域外 ☐ 長野県外	
利用者区分		☐ 一般団体 ☐ 個人 ☐ 企業 ☐ 学校 ☐ その他	
代表者 (団体の場合)	ふりがな		
	氏 名		
	役 職		
担当者 (団体の場合)	ふりがな		
	氏 名		
	所 属		
	役 職		
	郵便番号		
	住 所		
	連絡先電話番号 1		
	連絡先電話番号 2		
連絡先等 急な連絡をしたり 通知をお送りする 宛先です	ふりがな		
	氏 名		
	所 属		
	役 職		
	郵便番号		
	住 所		
	建物名等		
	連絡先電話番号		
	緊急連絡先 (電話番号)		
	F A X		
	メールアドレス		
	市町村別の会員数	飯田市 人、松川町 人、高森町 人、阿南町 人、 阿智村 人、平谷村 人、根羽村 人、下條村 人、 売木村 人、天龍村 人、泰阜村 人、喬木村 人、 豊丘村 人、大鹿村 人、その他 人	
備 考			

※ 太枠内は、必須記載項目です。

別紙 4

南信州広域連合 文化芸術活動支援センター

利 用 申 請 書

令和 年 月 日

南信州広域連合
広域連合長 佐 藤 健 様

申請者	I D					
	利用団体名 又は利用者名					
	代表者氏名					
	電 話					
	F A X 又は メールアドレス					
利 用 責 任 者	氏 名					
	住 所					
	電 話					
	F A X 又は メールアドレス					
利用区分						
利用詳細						
イベント等の名称						
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		使用備品 及び数量	施設使用料
			営利・非営利	利用予定人数		備品使用料
対 象 者		対象者の年齢層		合 計 額		
入場料・受講料		0				
備 考		加算・減額・減免				

※ 展示会の場合、「利用予定人数」欄は予想来場者数を、「対象者」「年齢層」欄は出品者について記入願います。

※ 上記の他、冷暖房を使用した場合には冷暖房使用料をご負担いただきます。

※ 使用団体の構成員の過半数又は、使用団体が主催する講座等の参加者の過半数が25歳以下の場合は、申請により使用料、冷暖房使用料、及び備品等使用料を30%の額とする減免制度があります。

利用変更申請書

令和 年 月 日

南信州広域連合
広域連合長 佐藤 健 様

申請者	I D	
	利用団体名 又は利用者名	
	代表者氏名	
	電 話	
	F A X 又はメールアドレス	
利 用 責任者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	F A X 又はメールアドレス	
変更の理由		
変更事項		
項 目	変 更 後	変 更 前
利用区分		
利用詳細		
イベント等の名称		
利用年月日		
利用時間		
施設名		
利用目的		
営利・非営利		
使用備品及び数量		
対象者		
対象者の年齢層		
入場料・受講料		
上記以外の項目		
施設使用料		
備品使用料		
備 考		キャンセル料等の額

※「利用年月日」「利用時間」「施設名」の変更前の欄は必ず記載してください。その他の「変更後」「変更前」欄は、変更がある項目のみを記載してください。

※「利用年月日」「利用時間」「施設名」の変更を行う場合は、変更後に他の予約が無いことを確認してください。

別紙 6

南信州広域連合 文化芸術活動支援センター
利 用 料 等 減 免 申 請 書

令和 年 月 日

南信州広域連合
広域連合長 佐 藤 健 様

申請者	I D				
	利用団体名 又は利用者名				
	代表者氏名				
	電 話				
	F A X又はメールアドレス				
利 用 責任者	氏 名				
	住 所				
	電 話				
	F A X又はメールアドレス				
文化芸術活動支援センターの使用料等について、以下のとおり減免を申請します。					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	基 本 額	減 免 額
				使 用 料	使 用 料
				備品使用料	備品使用料
計				0	0
				0	0
減免申請の理由				基本額計	
				減免額計	0
				減免後使用料等	0

※ 上記の他、冷暖房を使用した場合には冷暖房使用料をご負担いただきますが、同率での減免適用となります。
 ※ 「減免申請の理由」欄には、構成員の年齢構成を具体的に記載するなど減免要件を満たすことを説明してください。